

AW 畜産食品認証（牛肉・食肉製品等）に関する要項

第1 目的

この要項は、一般社団法人アニマルウェルフェア畜産協会（以下、「本会」という。）が認証を行う AW 畜産認証農場の畜産物を原材料として生産される食品の認証についての定義や認証条件等を定めることを目的とする。

第2 定義

- 1 この要項において「AW 畜産原材料」とは、本会が認証した AW 畜産認証農場で生産された原材料をいう。
- 2 この要項において「AW 畜産食品」とは、次に掲げる事項に該当する食品をいう。
 - (1) AW 畜産原材料のみを使用した牛肉製品
 - (2) 原材料に含まれる総畜産物のうち AW 畜産原材料の重量の割合が 95.0%以上である食肉加工品

第3 認証マークの表示

ロゴマーク等の使用に関する要項（要項 3）に定める。

第4 認証の新規申請

- 1 AW 畜産食品の生産を管理または把握する事業者であって、本会の正会員である者は、認証の新規申請を行うことができる。
- 2 認証制度に関する基本要項（要項 1）の第 4 に定める者は、認証の新規申請を行うことができない。
- 3 新たに認証を受けようとする者は、AW 畜産食品認証（牛肉・食肉製品等）の新規申請に必要な書類リスト（様式 BE 2）に定める書類を本会に提出しなければならない。

第5 認証の条件

第 4 の申請があった場合において、審査員による審査の結果、次に掲げるすべての条件を満たすと認められる場合には、認証を受けることができる。

- (1) 認証を受けようとする食品が、第 2 に規定する事項を遵守していること。
- (2) AW 畜産原材料は、本会の認証を受けていない他の畜産物が混入しないように管理を行っていること。

(3) AW 畜産食品は、本会の認証を受けていない他の食品と識別できるように分別管理を行っていること。

(4) AW 畜産食品について、トレーサビリティが確立されていることを関係書類で確認できること。

第6 認証の審査

1 第5の認証の審査は、次の方法により行うものとする。

(1) 書類審査

第4の申請書類について、書類審査および聞き取り審査を実施する。

(2) 現地審査

必要に応じて、現地審査を実施する。

2 審査員は、1の審査を行うため、AW 畜産協会認証審査員に関する規定（規定1）により本会が選任した者とする。

3 審査員は、1の審査を行う場合に、認証の申請者に対して、不適合事項を指摘し、改善を求めることができる。

4 審査員は、1の現地審査を行う場合に、申請者に関係書類の閲覧を求めるとともに、認証する AW 畜産食品を製造または加工する施設等に立ち入ることができる。

第7 再審査

本会は、認証の申請者が第6の1の審査により、第6の3の改善を求めた場合は、再審査を行うことができる。

第8 認証書の交付・掲示

1 本会は、第6の認証を行った場合には、申請者に対して、認証制度の基本要項（要項1）の第8の2に定める認証書を交付する。

2 認証を受ける者は、認証書の交付にあたり、認証取得に関する誓約書（様式4）を協会に提出しなければならない。

3 認証を受ける者は、認証書の交付にあたり、肉牛の農場認証および食品認証の審査費用（費用 BE）に定める AW 畜産食品認証の審査費用、審査員の旅費（実費）および正会員年会費のすべてを支払わなければならない。

4 認証を受けた者は、認証書を当該農場または事業所に掲示しなければならない。

第9 認証の有効期間

AW 畜産食品認証の有効期間は、認証を受けた日から5年間とする。

第10 認証の追加申請

- 1 認証を受けた者は、現に受けている認証の有効期間にかかわらず、認証を受けようとする食品の追加申請を行うことができる。
- 2 前項に基づいて食品の追加認証を受けようとする者は、AW 畜産食品認証（牛肉・食肉製品等）の新規申請に必要な書類リスト（様式 BE2）に定める書類を本会に提出しなければならない。ただし、追加申請を行う事項が、新規申請を行ったときの提出書類に記載されている場合は、本会にその旨を伝え、該当する書類の提出を省略することができる。
- 3 追加申請に係る認証の審査は、第5から第8までの規定を準用する。
- 4 追加申請による AW 畜産食品認証の有効期間は、第9の規定にかかわらず、現に受けている認証の有効期間を適用する。

第11 定期監査

- 1 審査員は、第5に定める認証条件の履行状況を確認するために、書類審査を1年に1回行わなければならない。
- 2 認証を受けた者は、前項の規定により行われる定期監査のために、本会から求められた書類を提出しなければならない。
- 3 審査員は、1の書類審査に関して、申請者に関係書類の閲覧を求めるとともに、認証を受けた AW 畜産食品を製造または加工する施設等に立ち入ることができる。
- 4 認証を受けた者は、認証を辞退するときまたは認証の更新を行わないときには、本会に対して、最終報告のために、AW 畜産原材料および AW 畜産食品の仕入、製造、販売等の記録を提出すること。

第12 認証の更新

- 1 第9の認証の有効期間の満了後、引き続き認証を受けようとする者は、認証の有効期間が満了する日の6ヵ月前までに、認証更新申請書（様式2）を本会に提出する。
- 2 認証の更新に係る審査は、第5から第8までの規定を準用する。
- 3 認証の更新に係る認証の有効期間は、現に受けている認証の有効期間の満了の日の翌日から5年間とする。

第13 変更の届出

認証を受けた者は、本会に申請した事項を変更したときは、速やかに本会に届け出なければならない。

第14 認証の取消し

認証制度に関する基本要項（要項1）の第13に定める。

第15 認証の辞退

認証制度に関する基本要項（要項1）の第14に定める。

第16 公表

認証制度に関する基本要項（要項1）の第15に定める。

第17 認証を受けた者の義務

認証制度に関する基本要項（要項1）の第16に定める。

第18 審査費用

審査費用は、肉牛の農場認証および食品認証の審査費用（費用 BE）に定める。

第19 その他

この要項に定めるもののほか、認証の実施に関して必要な事項は、別に本会の代表理事が定めることができることとする。

附則 この要項は、2022年4月1日から施行する。